

2021年 3月16日

### 一時支援金の「事前確認」実施のご案内について

日頃は、備北信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。  
当金庫では、一時支援金の「事前確認」を下記のとおり実施しております。  
必要書類等をご準備のうえ、お取引のある店舗までご来店ください。

#### 【「事前確認」手続きのご案内】

当金庫で受付 できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当金庫の営業時間中に取引のある店舗に来店可能な方</li> <li>●一時支援金の受給資格を充足しており、一時支援金事務局への申請を行って申請IDを取得済の方</li> <li>●当金庫の事前確認に必要な書類を提出できる方</li> </ul> <p>※法人の場合は代表者、個人事業主の場合は事業者本人がご来店ください ※受給資格は多岐に渡ります。詳細については経済産業省のHP等でご確認ください</p>
受付日	金融機関営業日（9時～15時）
受付店舗	お取引のある店舗
手数料等	無料
必要書類等	<p>【必要書類の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認書類</li> <li>●決算書／確定申告書</li> <li>●売上台帳</li> <li>●通帳／当座照合票</li> <li>●申請IDの分かるもの</li> <li>●許認可証等事業内容の確認書類</li> </ul>
その他	<p>1. 当金庫への届出内容と現状が異なる場合（登記内容、事業内容等）は、実態の確認書類、当金庫への各種変更届の提出を同時に行っていただく場合があります。</p> <p>2. 当金庫で行うのは、一時支援金給付申請の一部である「事前確認」のみです。「事前確認」以外の事項については一時支援金事務局へお問い合わせください。</p>
問い合わせ先	備北信用金庫 融資部 ●0866-22-2191